

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	市営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、市営住宅管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和6年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸を行う。 また、サービス検索・電子申請機能での書類の受領(申請管理システムによる基幹システムへの取り込み)及びマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 特定個人情報ファイルは使用しない。
③システムの名称	1. 公営住宅管理システム 2. 団体内総合宛名管理システム 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一19の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【情報照会】31の項 【情報提供】なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	まちづくり推進部 まちづくり課
②所属長の役職名	まちづくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	須坂市総務部総務課庶務係 〒382-8511 須坂市大字須坂1528-1 ☎026-245-1400 内線3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	須坂市まちづくり推進部まちづくり課住宅政策係 〒382-8511 須坂市大字須坂1528-1 ☎026-245-1400 内線3523

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5②所属長	まちづくり課長 滝沢 健一	まちづくり課長 勝山 智章	事後	
令和3年3月1日	表紙 評価実施機関名	長野県須坂市長	須坂市長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	I 関連情報 5②所属長	まちづくり課長 勝山 智章	まちづくり課長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	II 1.2 一つの時点の計数か	平成27年4月1日	令和3年3月1日	事後	公表日の計数
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)	事後	法改正に伴う変更のため
令和4年4月1日	I③システムの名称	団体内総合宛名管理システム・公営住宅管理 システム・中間サーバー	1. 公営住宅管理システム 2. 団体内総合宛名管理システム 3. 中間サーバ	事後	見直しによる表記の統一
令和4年4月1日	V リスク対策 8. 監査	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住宅 困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸を行う。 特定個人情報ファイルは使用しない。	公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住宅 困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸を行う。 また、サービス検索・電子申請機能での書類の 受領及びマイナポータルのお知らせ機能での 通知を行う。 特定個人情報ファイルは使用しない。	事前	サービス検索・電子申請機能 運用開始に伴う変更
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	3. 中間サーバ	3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能 運用開始に伴う変更
令和5年2月17日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	サービス検索・電子申請機能での書類の受領 及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	サービス検索・電子申請機能での書類の受領 (申請管理システムによる基幹システムへの取り 込み)及びマイナポータルのお知らせ機能で の通知	事後	申請管理システムの導入に伴 う見直し
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	4. サービス検索・電子申請機能	4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	申請管理システムの導入に伴 う見直し
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数